

（自動火災報知設備に関する基準）

- 第47条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。
- (1) 令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1（9）項口に掲げる防火対象物のうち、家族ぶろ（公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条の2第3項に規定する家族ぶろをいう。次項第2号において同じ。）の部分で、床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表（12）項又は（14）項に掲げる用途に供する部分の上階を同表（5）項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
 - (4) 令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 2 次に掲げる防火対象物の部分には、自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならない。
- (1) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）に限り、主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）で、同表（5）項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の当該部分
 - (2) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、同表（9）項口に掲げる用途（家族ぶろに限る。）に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の当該部分
- 3 次に掲げる防火対象物で、規則第23条第4項第1号へ（イ）及び（ロ）に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分には、自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならない。
- (1) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物に限り、主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表（12）項又は（14）項に掲げる用途に供する部分の上階を同表（5）項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 4 前3項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条（第4項第1号へを除く。）、第24条（第5号ロ括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2ロ（イ）括弧書及び（ロ）括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。）及び第24条の2の規定の例により設置し、維持しなければならない。
- 5 第1項から第3項まで及び令第21条の規定により設ける自動火災報知設備の受信機、発信機及び音響装置等を屋外又は開放廊下に設ける場合は、その機能を確保するため防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもので保護しなければならない。この場合において、音響装置については、その機能を妨げない方法で保護するものとする。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成16年条例第33号〕、一部改正〔平成26年条例第58号〕、一部改正〔平成27年条例第47号〕

【趣旨】

本条は、政令第21条第1項の適用を受けない防火対象物及びその部分において、政令別表第1（5）項口、（9）項口の家族ぶろ、（16）項に自動火災報知設備を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「自動火災報知設備」とは、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に知らせるもので、受信機、感知器、中継器、発信機、地区音響装置及び表示灯で構成され、受信機の型式と種別により方式が分かれている。
- 2 自動火災報知設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第21条、省令第24条、省令第24条の2等のとおりである。
- 3 札幌市では、このほかに、以下に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備の全部（受信機、感知器、中継器、発信機、地区音響装置及び表示灯）又は一部を設置しなければならないこととしている。

（1）自動火災報知設備の全部を設置しなければならないもの（第1項関係）

ア 政令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物 延べ面積が200平方メートル以上

※ 主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。

これは、就寝施設である同表（5）項口のうち、主要構造部に防火性能を有さないものは、火災の進展が早く、居住者にいち早く火災を報知する必要があるためである。

イ 政令別表第1（9）項口に掲げる防火対象物のうち、家族ぶろの部分の床面積の合計が200平方メートル以上

これは、家族ぶろが小区画に分けられた浴室を集積した入浴施設であり、他区画で発生した火災を覚知しにくく、施設の使用上避難開始まで時間を要することから、いち早く火災を報知する必要があるためである。

ウ 政令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物のうち、同表（12）項又は（14）項に掲げる用途に供する部分の上階を同表（5）項口に掲げる用途に供するもの 延べ面積が300平方メートル以上

※ 主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。

これは、同表（5）項口の下階にある作業中の出火危険性が高い作業所又は可燃物が集積している倉庫で火災が発生した場合に（5）項口の居住者にいち早く火災を報知する必要があるためである。

エ 政令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物 延べ面積が1,000平方メートル以上

これは、管理権原が分かれていることが多い用途が複合する防火対象物では、火災時に用途間での連携が図りにくいため、防火対象物全体へ火災を報知する必要があるためである。

（2）小規模特定用途複合防火対象物の自動火災報知設備に関する事項（第2項及び第3項関係）

「小規模特定用途複合防火対象物」とは、省令第13条第1項第2号に規定され、政令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イの用途（以下、本条【解説】において「特定用途」という。）部分の床面積の合計が、当該防火対象物全体の床面積の10分の1以下であり、かつ、特定用途部分が300平方メートル未満である防火対象物をいう。

従前、政令別表第1（2）項ニ、（5）項イ、（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロ又は（6）項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途が含まれる防火対象物は、その面積に関わらず政令別表第1（16）項イとなることから、防火対象物全体に新たな消防用

【第47条（自動火災報知設備に関する基準）】

設備等の設置が必要となるなど、防火対象物の関係者への負担が過大となる場合があった。

そのため、平成27年2月の省令の一部改正（平成27年総務省令第10号）及び「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について（平成27年2月27日付け消防予第81号通知）により、「小規模特定用途複合防火対象物」を定義付けするとともに、「小規模特定用途複合防火対象物」における消防用設備等について設置を要しない部分を規定し、防火対象物の関係者の負担軽減が図られたところである。

しかし、この省令改正により、本条例において消防用設備等の設置義務を規定していた部分についても設置義務を要しない場合が生じたため、従前どおりに本条例の規定を適用させることを目的として、平成27年に条例を改正し、規定を追加したものである。

第2項は、(1)ア及びイの部分に存する防火対象物であっても、「小規模特定用途複合防火対象物」に該当した場合、省令第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しないこととなるため、次の①又は②の部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならないものとなっている。

① 小規模特定用途複合防火対象物で、同表（5）項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の（5）項口部分

※ 主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。

② 小規模特定用途複合防火対象物で、同表（9）項口に掲げる家族ぶろの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の（9）項口（家族ぶろ）部分

第3項は、従前の規定では（1）ウ又はエの防火対象物に該当したが、平成27年の省令改正により「小規模特定用途複合防火対象物」となり、省令第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しない防火対象物となるため、次の①又は②の部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならないものとなっている。

① 小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表（12）項又は（14）項に掲げる用途に供する部分の上階を同表（5）項口に掲げる用途に供するもの 延べ面積が300平方メートル以上

※ 主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。

② 小規模特定用途複合防火対象物 延べ面積が1,000平方メートル以上

(3) 維持管理に関する事項（第4項及び第5項関係）

第4項は、第1項から第3項までに掲げる自動火災報知設備の維持管理について、自動火災報知設備に関する政令及び省令の規定により設置し、維持することを定めたものであり、第5項では、当市の気候風土を鑑み、政令及び本条例の規定に基づき設置する受信機、発信機、音響装置等を屋外又は開放廊下に設ける場合は、雨や雪などからその機能を確保するため、防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもので保護しなければならないこととしている。その際、音響装置については、その機能を妨げない方法で保護することが求められる。

規則第11条では、「防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するもの」として、次のとおり定めている。

ア 壁体等に固定し、かつ、内部の受信機等を容易に据え付けられるものであること。

イ 使用する鋼材は、厚さ1.6ミリメートル以上のものとし、かつ、内外面とも防食処理されたものであること。

ウ 前面には、内部が容易に見とおせる厚さ3ミリメートル以上の合成樹脂ガラスを使用し、かつ、鋼材との接合部分には、パテ仕上げ等で密着させたものであること。

エ 前面には、開放できる扉を設け、かつ、閉ざされた場合に雨水等が入らないものであること。

オ 配線は、底部から引込むものであること。

【第47条（自動火災報知設備に関する基準）】

カ 内部には、水滴がたまらないものであること。

キ 外面は、赤色仕上げとすること。

- 4 札幌市における自動火災報知設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の自動火災報知設備の項を参照すること。